

## 河川敷地の民間等活用に資する釧路川ポテンシャルリスト

- 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 釧路川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

### 【公表にあたっての留意事項】

- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用に当たっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。  
協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことをご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用出来ない場合があることはご了承ください。  
手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。
- 公表後において占用手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占用を否定するものではありません。

### 【抽出条件】

- ・他者において占用されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川裏の河川敷地において、概ね100m<sup>2</sup>以上の占用が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

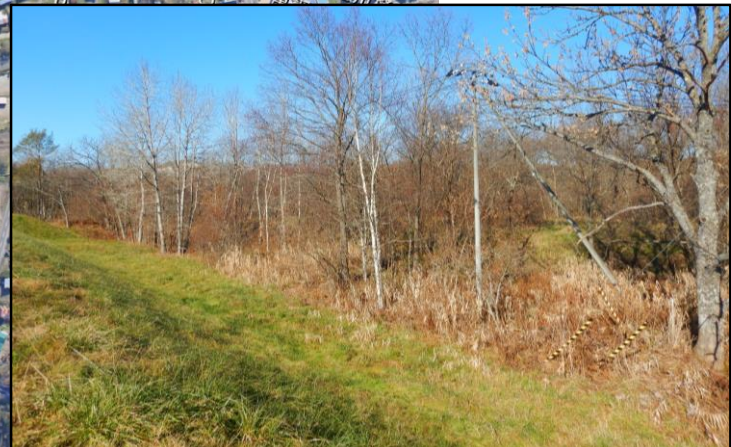
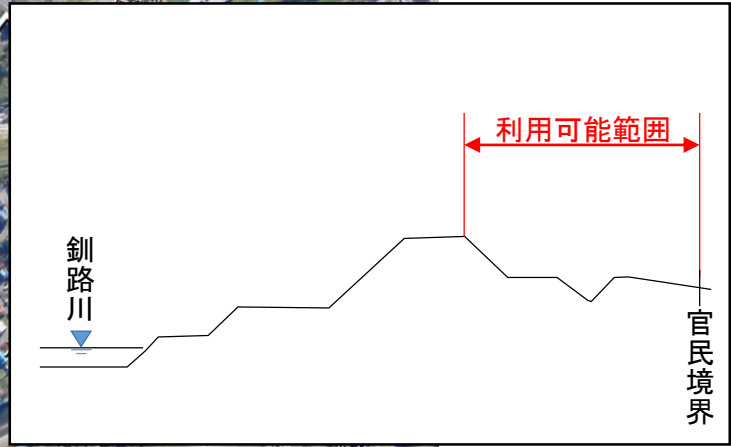
都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	問合せ先	
						担当事務所・部署	連絡先
北海道	弟子屈町	弟子屈地区	釧路川	右岸72k40付近(約380m)	・盛土による土地造成が必要。架空電線あり。排水処理が必要となる場合がある	釧路開発建設部治水課	0154-24-7250
北海道	弟子屈町	弟子屈地区	釧路川	右岸73k70付近(約60m)	・架空電線あり	釧路開発建設部治水課	0154-24-7250
北海道	弟子屈町	弟子屈地区	釧路川	左岸75k20付近(約230m)	・盛土による土地造成が必要。排水処理が必要となる場合がある。	釧路開発建設部治水課	0154-24-7250
北海道	弟子屈町	弟子屈地区	釧路川	右岸75k30付近(約60m)	・盛土による土地造成が必要	釧路開発建設部治水課	0154-24-7250

※ 具体的な箇所、条件等については、リスト内の問い合わせ担当事務所・部署へ問合せください。

# 釧路川河川敷地利用可能箇所 NO1 釧路川KP72.4右岸 堤内側 (弟子屈樋門近傍箇所)



箇所概要  
利用可能延長 380m程度まで



留意事項 盛土による土地造成が必要。架空電線あり。排水処理が必要となる場合がある。

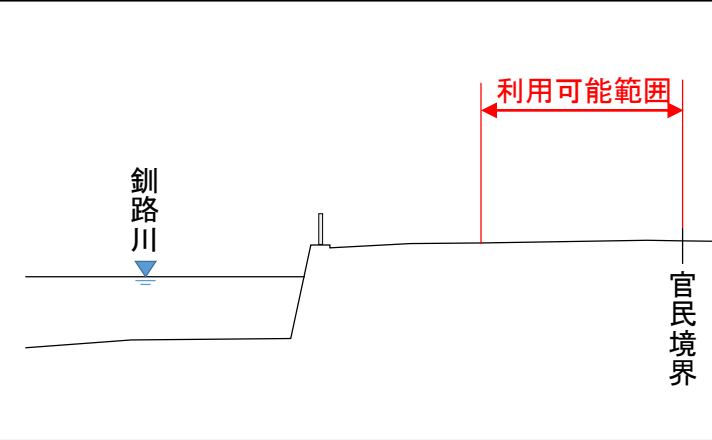
# 釧路川河川敷地利用可能箇所

## NO2 釧路川KP73.7右岸 堤内側 (栄橋上流近傍箇所)



釧路川KP73.7右岸 堤内側

箇所概要  
 利用可能延長 60m程度まで



留意事項 架空電線あり。

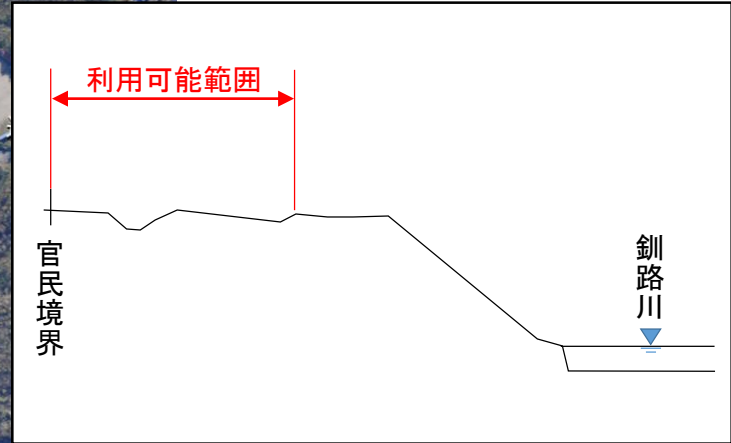
# 釧路川河川敷地利用可能箇所

## NO3 釧路川KP75.2左岸 堤内側 (摩周大橋下流近傍箇所)



箇所概要

利用可能延長 230m程度まで



留意事項 盛土による土地造成が必要。排水処理が必要となる場合がある。

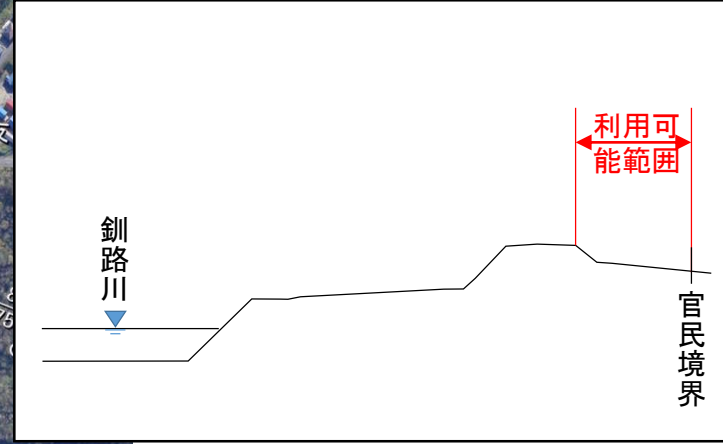
# 釧路川河川敷地利用可能箇所

## NO4 釧路川KP75.3右岸 堤内側 (摩周大橋下流近傍箇所)



箇所概要

利用可能延長 60m程度まで



留意事項 盛土による土地造成が必要。